

埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施要領

令和5年6月19日決裁

第1 目的

埼玉県内の生産者と連携し、埼玉県産農産物及びその6次産業化商品（以下「県産農産物等」という。）の継続的な輸出に取り組む商社等（以下「輸出商社等」という。）を支援することにより、県産農産物等の輸出促進を図る。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 県産農産物等

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 埼玉県内で生産されたいちご、茶及び米。
- (2) 埼玉県内で生産されたいちご、茶及び米を加工した商品のうち、生産者が加工や流通・販売に主体的に関わり製造された商品。

2 輸出商社等

次のすべてに該当する団体をいう。

- (1) 県産農産物等の輸出を行っている又は行う予定があること。
- (2) 自ら県産農産物等を調達できること。
- (3) 海外市場の情報を収集・分析し、県産農産物等の魅力を理解した上で、海外バイヤー等との商談や物流の手配ができること。

第3 事業内容等

1 事業実施主体

補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 輸出商社等であること。
- (2) 事業実施期間終了後も引き続き県産農産物等の輸出ができる機能を有していること。
- (3) 日本円による入出金ができる国内の決済用口座を所有していること。
- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 事業実施主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する

る法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員若しくは埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

（6）その他知事が特に認める者。

2 補助対象事業

補助対象事業は、県産農産物等の継続的な輸出促進を目的とし、海外バイヤー等に向けた県産農産物等のプロモーションに係る取組とする。

3 補助対象経費

補助対象経費は、別表1のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は除くものとする。

（1）他の補助制度の交付対象と重なる経費

（2）前年度に本事業で実施した取組に要した経費

（3）本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 補助率

1事業実施主体につき 1/2以内（上限50万円）とする。

5 事業実施期間

本事業の実施期間は、交付決定日から翌年3月10日までとする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の承認申請

事業実施主体は、別添様式第1号により事業実施計画書を作成し、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 事業実施計画の審査

知事は、提出された事業実施計画書について、別表2に掲げる各項目の審査内容に従って審査し、予算の範囲内において配点の合計点の上位から承認する。承認に当たって、必要に応じて事業実施主体に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業実施計画書の補正を行い、提出された事業実施計画書の県補助金の金額から減額して承認する場合がある。なお、以下の場合には不承認とする。

（1）配点の合計点が60点以下の場合

（2）申請書類に不備、不足がある場合

（3）事業実施計画書の内容に関する知事からの聞き取りに対し、応答がない場合

（4）事業実施主体の要件に適合しない場合

（5）事業実施計画書の内容に虚偽があると認められる場合

(6) 事業実施期間終了後も引き続き県産農産物等の輸出に努めることが認められない場合

3 事業実施計画の承認

知事は、第4の2の審査終了後、別添様式第2号により結果を通知するものとする。

4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、事業内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 交付決定額の30%を超える減額

(3) 対象品目、輸出先国の変更

(4) 実施要領の別表に掲げる補助対象経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

5 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した別添様式第3号の交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

第5 補助金の交付手続

計画を承認された事業実施主体は、第4の3の規定により承認された事業実施計画に基づき、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及び埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（令和5年6月19日決裁）に定める所要の手続きを経るものとする。

第6 事業報告

1 実施状況報告等

事業実施主体は、事業実施年度においては事業完了後30日以内又は3月15日の早い時期に、別添様式第4号により、知事に提出するものとする。また、事業完了後1年間、当該年度における実施状況などを、当該年度の翌年度5月31日までに、別添様式第4号により、知事に提出するものとする。

2 事業の遂行状況の報告

知事は、事業実施主体に対し、必要に応じ事業遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第7 県への協力

県が行う意見交換会や農産物等の輸出実態調査について、県の要請に応じて協力するものとする。

第8 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附則

この要領は、令和5年6月19日から適用する。

別表 1 (第 3 の 3 関係)

事業内容	補助対象経費
1 販売促進資材の作成	旅費 (バイヤーの旅費、生産者の旅費等)、需用費 (販売促進資材費、展示資材費、サンプル購入費、印刷製本費等)、役務費 (運搬費、広告費、サイト作成費、WEB 出展費等)、使用料及び賃借料 (会場借上料等)、負担金 (出展費等)
2 商談会の開催	
3 展示会への出展	
4 バイヤーの招聘	
5 サイトの構築 等	

別表 2 (第 4 の 2 関係)

事業実施計画書の記載場所	審査内容	配点	項目計
目的	事業の趣旨や目的を理解し、事業実施期間終了後も引き続き県産農産物等の輸出を行う方向性となっているか。	10	10
取組内容	事業実施計画書の目的に沿った取組内容となっているか。	10	20
	県産農産物の魅力を理解し、効率的かつ効果的なPR方法となっているか。	10	
目標とする成果	事業実施期間終了後も引き続き県産農産物等の輸出を行う内容となっているか。 (合計について、事業前年度と比べ、事業完了1年目の増加率 30%以上: 20点、30~20%: 15点、20~10%: 10点、10~0%: 5点)	20	30
	その他事業年度の成果目標を具体的に定めているか。	10	
事業費	効率的、効果的な実施に向けた金額となっているか。	10	10
意見交換会予定年月日	関係者と意見交換会を行う内容となっているか。	10	10
これまでの輸出の取組状況	過去に農産物の輸出実績があるか、県産農産物を輸出するノウハウを有しているか。	10	10
	国の農林水産物・食品輸出促進団体(品目団体)の会員となっているか。 ※一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会、一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会、公益社団法人 日本茶業中央会	5	5
事業実施計画書全体	計画全体が実現性の高いものとなっているか。	5	5
計		100	100

別添様式第1号（第4の1（第4の4）関係）

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施計画の（変更）承認申請について

埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施要領（令和5年6月19日農林部長決裁）第4の1（第4の4）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注） 1 関係書類として、別添様式第1号別紙1及び2を添付すること。
2 必要に応じて、知事が指示した書類を添付すること。

別添様式第1号別紙1

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施計画書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体の 名称	
代表者職 氏名	
事業実施主体の 所在地	
担当者	
電話番号	
E-mail	

2 事業目的及び内容

目的	※事業実施主体の輸出に向けた考え方、取組の方向等を記載してください。
事業内容	
対象品目	※いちご、茶、米のいずれか
輸出先国	
取組内容	<p>※経費ごとにプロモーション方法を記載してください。 (記載例)</p> <p>1 渡航費 フランスのバイヤー〇〇氏が狭山茶の産地及び生産者を訪問するために必要な航空券代。訪問は、〇〇園、〇〇園の2つを予定しており、訪問は12月の予定。</p>

2 販売促進資材費

フランスの茶専門店へ狭山茶のPRを行うため、チラシ等を作成する費用。配布は10月～2月を予定。

目標とする成果

【成果目標】 単位：千円、%

○品目名

輸出先国	事業前年度 (○年度)	事業実施年度 (○年度)	事業完了1年目 (○年度)
○○	輸出額	輸出目標額	輸出目標額
	増加額	増加額	増加額
	増加率	増加率	増加率
○○	輸出額	輸出目標額	輸出目標額
	増加額	増加額	増加額
	増加率	増加率	増加率
合計	輸出額	輸出目標額	輸出目標額
	増加額	増加額	増加額
	増加率	増加率	増加率

※本事業の品目及び輸出先国ごとに、本事業を含む県産農産物等の輸出額等について記載してください。

※輸出額の積算根拠を記載してください。

【積算根拠】

輸出先国○○：単価○○千円×数量（個など）＝○○千円

【その他事業年度の成果目標】

	<ul style="list-style-type: none"> ・〇件のバイヤーと商談する ・新たに、〇〇、〇〇などの国へPRを行うなど、具体的な目標を記載してください。
事業費	総事業費 金 円 県補助金 金 円 ※様式第1号別紙2の経費内訳書も提出してください。
国の農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の会員	会員であれば○、会員でなければ×を記入。
意見交換会予定年月日	※事業関係者（生産者、県）などと、事業をフィードバックする場を設けてください。
事業完了予定年月日	

3 これまでの輸出の取組状況

別添のとおり。

※主な品目、主な輸出先国、輸出量、輸出額、物流方法、取組内容（PR方法や商談の方法など）などが分かる資料を提出してください（様式自由）

留意事項

- 1 「事業内容」の欄には、該当する項目について記載するとともに、可能な限り具体的・定量的に説明してください。
- 2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を添付して差し支えありません。また、必要に応じ説明に必要な資料を添付してください。
- 3 別表第2に記載した添付資料を一緒に提出してください。

事業内訳明細書（埼玉県産農産物等輸出促進支援事業）

経費	支出予定年月日	支出先	支出の内容	規格	支出予定金額（円）	負担区分		備考
						県補助金（円）	その他	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
			仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ右欄に記入すること。	「該当なし」など記載	0	0	0	

- (注) 1 本明細書は見積書等を基に記入すること。
 2 支出の内容に補助対象外経費を含む場合は、その旨を備考欄に記載すること。

事業内訳明細書（埼玉県産農産物等輸出促進支援事業）

経費	支出予定年月日	支出先	支出の内容	規格	支出予定金額（円）	負担区分		備考
						県補助金（円）	その他	
印刷費	令和5年10月	〇〇印刷所	埼玉県産米「彩のきずな」をバイヤーへPRするためにチラシを枚印刷する。	A4・500枚	50,000	25,000	25,000	
渡航費	令和5年12月	株式会社〇〇	海外バイヤーの〇〇氏が日本国内の米産地を訪問し商談するために必要な航空券代を支払う。	日本⇄フランス	300,000	150,000	150,000	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
			仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ右欄に記入すること。	該当なし	350,000	175,000	175,000	

(注) 1 本明細書は見積書等を基に記入すること。
 2 支出の内容に補助対象外経費を含む場合は、その旨を備考欄に記載すること。

別添様式第2号（第4の3（第4の4）関係）

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施計画の（変更）承認について

年 月 日付けで申請のあった 年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施計画については、埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施要領（令和5年6月19日農林部長決裁）第4の3（第4の4）の規定に基づき、申請のとおり承認する。

別添様式第3号（第4の5関係）

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業に関する交付決定前着手届について

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施計画に基づく下記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前着手を必要とする理由

2 事業内容

取組内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

注：「事業費」欄は総事業費とします。

条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添様式第4号（第6の1関係）

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代表者氏名

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業の事業実施状況報告について

埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施要領（令和5年6月19日農林部長決裁）第6の1の規定により別添のとおり報告します。

- （注） 1 関係書類として、別添様式第4号別紙1及び2を添付すること。
2 必要に応じて、知事が指示した書類を添付すること。

別添様式第4号別紙1

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施状況報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体 の名称	
代表者職 氏名	
事業実施主体 の所在地	
担当者	
電話番号	
E-mail	

2 実施状況

事業の概要	※事業を活用して行った取組内容について簡潔に記載してください。 ※成果物、写真等は別途提出してください。		
年度ごとの実施状況			
事業実施年度	【成果】単位：千円、%		
	対象国	事業前年度 (○年度)	事業実施年度 (○年度)
	○○	輸出額	輸出額
		増加額	増加額
		増加率	増加率

〇〇	輸出額	輸出額
	増加額	増加額
	増加率	増加率
合計	輸出額	輸出額
	増加額	増加額
	増加率	増加率

※輸出先国ごとに、本事業を含む県産農産物等の輸出額等について記載してください。

※輸出額の積算根拠を記載してください。

【積算根拠】

輸出先国〇〇：単価〇〇千円×数量（個など）=〇〇千円

【その他成果】

- ・〇件のバイヤーと商談し、〇件と成約した
- ・新たに、〇〇、〇〇の国へPRした

【その他海外バイヤーの感触等を記載】

○海外バイヤーの評価

○次年度以降継続した取引の可能性

○商品の改良点 など

事業完了 1年目	事業前年度（○年度）	事業実施年度（○年 度）	事業完了1年目 （○年度）
	輸出額	輸出目標額	輸出額
	増加額	増加額	増加額
	増加率	増加率	増加率
<p>【事業完了1年目の取組内容】</p> <p>【輸出額等が目標達成した理由又は達成しなかった理由】</p> <p>【目標達成しなかった場合、次年度以降どのような取組を行うか】</p>			

留意事項

- 1 「年度ごとの実施状況」の欄には、該当する項目について記載するとともに、可能な限り具体的・定量的に説明してください。
- 2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を添付して差し支えありません。また、必要に応じ説明に必要な資料を添付してください。

事業実績内訳明細書（埼玉県産農産物等輸出促進支援事業）

経費	支出予定年月日	支出先	支出の内容	規格	支出予定金額（円）	負担区分		備考
						県補助金（円）	その他	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
			仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ右欄に記入すること。	「該当なし」など記載	0	0	0	

- (注)
- 1 本明細書は領収書等を基に記入すること。
 - 2 支出の内容に補助対象外経費を含む場合は、その旨を備考欄に記載すること。
 - 3 仕切書又はこれに準ずる書類を提出すること。

事業実績内訳明細書（埼玉県産農産物等輸出促進支援事業）

経費	支出予定年月日	支出先	支出の内容	規格	支出予定金額（円）	負担区分		備考
						県補助金（円）	その他	
印刷費	令和5年10月15日	〇〇印刷所	埼玉県産米「彩のきずな」をバイヤーへPRするためにチラシを500枚印刷した。	A4・500枚	50,000	25,000	25,000	
渡航費	令和5年12月25日	株式会社〇〇	海外バイヤーの〇〇氏が日本国内の米産地を訪問し商談するために必要な航空代を支払った。	日本⇄フランス	300,000	150,000	150,000	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
						0	0	
			仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ右欄に記入すること。	「該当なし」など記載	350,000	175,000	175,000	

- (注) 1 本明細書は領収書等を基に記入すること。
 2 支出の内容に補助対象外経費を含む場合は、その旨を備考欄に記載すること。
 3 仕切書又はこれに準ずる書類を提出すること。